

Title	欧洲大戦の責任 (一)
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1917
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.11, No.1 (1917. 1), p.72- 101
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19170107-0072

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐洲大戰の責任 (二)

林 毅 陸

一千九百十四年六月二十八日のセラエヴォ事件に關し、埃匈國政府より塞爾比政府に送りし同年七月二十三日の最後通牒を動機として、茲に歐洲大戰の大破裂を見るに至りしが、其の責任果して何れの國に在りや。塞爾比は勿論セラエヴォの悲劇に就では無責任なるを得ざるべきも、全歐に亘る此大戰の責任者なりとは認め難し。破裂の動機となれる七月二十三日の最後通牒に關し、埃が第一の責任者たるは言を俟たずと雖も、斯る大戰は寧ろ埃の避けんと欲したる所なり。要するに大戰破裂の責任は主として獨逸に屬するものゝ如し。本論は即ち外交文書の提供する的確なる材料を基礎として獨逸の責任を立證せんと欲するものなり。

勿論戰爭の由つて來る所は遠く且深し。之を歴史上より説明し、又は政治的並に經濟的關係より論究し、又は戰爭崇拜の獨逸思想の影響等を研究するは、利益甚だ多かるべしと雖も、本論に於ては此等に觸るることを避け、主として開戦間際に於ての事實の研究に止めんと欲す。

吾人は細目の事實研究に入る前に於て、先づ獨逸が露佛軍備の不完全なるを奇貨として、早く事を擧げんと欲したるの形跡あるを一言せざる可らず。抑も最近に於ける歐洲國際關係緊張の起原は千九百十三年の春獨逸が新に三箇軍團増設を企てたるにあり。當時北獨逸新聞の「大規模の軍備充實」と稱したるもの即ち是れなり。伯林の佛國大使館付海軍武官アラモンが千九百十三年三月十五日付を以て報告せる所に曰く、「獨逸の現兵員は七十二萬人なるも、千九百十四年十月一月には約八十六萬人に増さるべし」と。而して此擴張に伴ふ經費は臨時費十億馬克に達し、經常費増加年額二億馬克を超ゆべしとなり。且臨時費十億馬克は富者に對する新增税に依つて調達する筈なりしが、然も數回に分ちて之を國庫に納入する方法を執らず、千九百十四年七月一日迄に其全額を納めしめんとしたり。

アラモンは上記報告書中に於て此事實に注意を呼び、左の如く言へり。

『若し果して諸新聞紙の報するが如く千九百十四年七月一日以前に完納せしむるものなりとせば、吾人は之より怖るべき暗示を得べし。何となれば軍事當局者の側に於て斯くも急ぎて十億の流動軍資を得んとするの理由存在せざればなり。』

獨逸軍事當局者は果して千九百十三年の春に於て、既に翌年の七月頃を期して大事を擧ぐるの用意を整へんとしたるものなりや。兎に角に其の怖るべき暗示を含むは争ふ可らず。

獨逸は巴爾幹戦争の影響を以て陸軍擴張の理由と爲したり。然れども之が爲に直接の威迫を感ずるものは言ふ迄もなく露佛二國なり。露佛同盟は日露戦争以來歐洲に於ける其威力の大失墜を來し、其結果佛蘭西はモロツコ問題に於て、又露西亞は巴爾幹問題に於て、獨逸の爲に苦められたること一再に止まらず。今若し獨逸にして新に陸軍擴張を爲さんには、露佛たるもの益々危険を感せざるを得ざるべし。是に於てか佛蘭西は千九百十三年八月三年兵役制復活を斷行したり。

又露西亞は翌千九百十四年三月約五十萬人増兵の案を立て、其經費として三年間に五億留支出の議を決したり。是れ要するに獨逸の陸軍擴張に對する對抗策なり。而して此の軍備擴張競争の爲に國際風雲の不穩を迫出したるに就ては獨逸最も其責に任せざるを得ず。

然れども獨逸人は自己の爲せる所を無言に附し、唯囂々として露佛の軍備擴張を攻撃したり。就中露國の大々的擴張計劃に對しては獨逸は最も之を怖るると同時に最も激烈に之を攻撃したり。千九百十四年三月二日「ケルニツシエ、ツアイツング」紙の掲げし露都通信は、露國の大擴張の爲に危機の迫れるを説き、露國の野心の怖るべきを論じ、以て獨紙對露一齊攻撃の砲火を開けり。次で同月九日伯林「ダーゲブラット」紙掲載の無名氏の論文は更に激烈に露國を攻撃し、「敵の準備の完成するを待つことなく、我より攻撃に出づる戦争は、所謂永久の苦痛を免れんが爲に危険を賭して斷然たる處置に出づると同一なり」とのビスマルクの言を引き、「敵をして戦争開始の爲め最も有利なる時機を選択せしめざるを要す」とて、獨逸より進んで斷乎たる處置を執るべきことを主張せり。想ふに露佛の軍備擴張にして

完成せんか、獨逸の擴張は無効に終るのみか寧ろ更に不利なる地位に立つに至らざる可らず。即ち敵の備未だ完からざるに乗じて早く事を擧ぐるを得策とする所以なり。

されば其後僅に三箇月を経てセラエヴォ事件の勃發するや、獨逸は奥と共に天與の好機として大に喜びたるが如し。ピスマルクの遺訓を實行すべき好機會は正に到來したるなり。「ダーゲブラット」無名氏の所論を實現すべき好機會は正に到來したるなり。七月中旬維也納の「ミリテールリツシエ、ルンドシヤウ」は今ぞ戦ふべきの時なりとて左の如く露骨に喝破せり。

『時期は猶我等に取りて有利なり。我等若し開戦を決せずんば、晚くも二三年内に爲さざるを得ざる戦争は、遙に不利なる事情の下に開始せらるるならん。今や我より手を着くべき場合に在り。露西亞は用意し居らず。精神的要素は我に利なり。權利より言ふも力より見るも、共に我に利なり。我等は何時かは争闘に應ぜざるを得ざるが故に、請ふ今直に之を起さしめよ。』(千九百十四年七月十五日付在 奧佛國大使ゲエメーメの報告)更に又同七月二十日付を以て維也納より佛國外務省に送られたる一報告中に

左の如き句あり。

『當地に於ては伯林に於けると同じく、大規模の衝突即ち大戰亂を歓迎するの一派あり。想ふに露西亞が其陸軍及鐵道の大改善を完了するに先ち、又佛蘭西が其軍事組織を修補するに先ち、早く事を擧ぐるを要すとは、其の要旨とする所なるべし。』

然らば即ち七月二十三日の最後通牒に依つて、危機の破裂を激成したる所以のものも、亦自ら明なるに非ずや。

二

吾人は別に又當時の英佛露の一般政況が敵をして好機乘すべしとの感を増さしむるものありたる事を一言せざる可らず。先づ佛蘭西は當時藏相カイヨー夫人の「ファイガロ」新聞主筆暗殺事件(三月十六日)の爲に政界紛亂を極め居たり。カイヨー夫人は其夫の政敵が盛に毒筆を振ひ私事を摘發して憚らざるを憤るの餘り、此の暴擧を企てしなるか、之には種々の事情の纏綿せるあり、第二のドレーフス事件とも稱せられたるなり。且三年兵役制復活は前年の八月を以て決定せられた

りと雖も、社會黨は依然之に反對して紛争絶へず。然も此社會黨は五月十日(千九百十四年)に確定せし總選舉に於て六十七名より百一名となるの成功を博し、國防問題は愈々政界の大暗礁とならんとしたり。六月十三日を以て組織されしヱイアニア内閣は大なる窮境に立ち、同十六日新首相の代議院に臨みし時、社會黨は『三年制を倒せ』と絶叫したり。一方に於て元老院陸軍委員會の報告委員たるシャール、ウムペールは、七月十三日の議場に於て、國防諸設備の大缺陷を有することを詳細に摘發したるに、陸相メツシニーも糾問に遭ふて遂に其の事實なるを承認せざるを得ざりき。次で七月十六日の佛國社會黨臨時大會は、ジョーレスの發議に基き、戦争を不可能ならしむるが爲の總同盟罷工を議決したり。セラエゾオ事件の爲に風雲俄に急となり、或は大破裂を見るに至らんとせる此場合に於て、佛國政界の内紛は實に此の如くなりしなり。加ふるに大統領ポアンカレは内閣議長兼外相たるヱイアニアニを隨へて七月十六日露國訪問の途に上り、二十日クロンスタット港に着し、以後連日大歓迎を受け、二十三日午後十時漸く露帝に告別して纜を解けり。即ち夫の埃國最後通牒の維也納に於て作成せられし頃には、露佛の元

首及政治家は杯を揚げて歡樂に酔ふに餘念なかりしなり。而して彼等分袂の四時間前即ち二十三日午後六時を以て塞爾比政府に提出されし最後通牒の急報が突如全歐を驚倒せし其際には、ポアンカレ及ヱイアニア等はバルト海の洋心に於て波に揺られつゝありたるなり。

又露國に於ては此七月中旬聖彼得堡並に多くの工業市に於て大規模の同盟罷工起り、同二十二日露都に於ける約十三萬人の勞働者の騷擾は幾多の負傷者を出すしたり。此等勞働者の騷擾は勞働派領袖の捕縛其他に對する抗議を意味し明白に政治的の運動なりき。又露佛同盟の祝典を傷くるの趣意も含まれ居たる如し。又當時の英國はホーム、ルール問題の爲に危機の絶頂に達し、或は内亂を見るの恐すら無かりしに非ず。而して七月二十一日より王の斡旋の下に各派代表者バツキンガム宮に會合して數日に亘り協議を凝らしたり。二十三日最後通牒の提出前後に於ける列強の政情は實に此の如くに混亂を極め居たるなり。

此等の事情は獨塊の利用せし所なるべきこと敢て疑を容れず。當時伯林駐在の佛國大使ジュール、カムボンが白耳義公使の意見として報告したる所左の如し。

『白耳義公使は頗る憂色あり。彼れの意見に據れば、埃獨は露英が内部の紛争に苦めるの事情、並に佛蘭西の軍制が將に覆へされんとせるの事實を利用せんと欲したるものなるべしとなり。彼は又伯林政府の埃國通牒を興かり知らざるが如くに装へるを信用せず。通牒の本文にして假りに伯林政府に示されざりしとするも、其の提出の時期は三國協商が混亂中にあるを驚かすの目的を以て伯林政府と協議の上選定せられたるなりとは、同公使の意見なり。』(千九百十四年七月二十五日報告)

白耳義公使の此意見は何人も同感を表せざるを得ざる所なるべし。要するに獨逸は露佛軍備の不完全を幸とし、又英佛露國情の混亂を好機とし、不意打に依つて奇功を收めんと欲したるなり。猶此點に關しては、獨逸參謀總長モルトケ將軍の平素に於ける不意打論を紹介するを有益とすべし。セラエヅオ事件に先つこ一年、即ち千九百十三年五月六日、伯林駐在の佛國大使ジュール・カムボンは、外相ピションに送れる文書中に於て、其の『十日以前』アルバニア問題に就て國際關係緊張を呈せし際、獨逸は密に動員準備たる所謂『戰爭危險狀態』を布告せしことを報じ、且『參謀本部の意見は不意打を爲すに在り』と言ひ、獨逸人會合の席上にてモルトケ

將軍の言へる意見なりとして左の如く報せり。

『モルトケ將軍の言へる所に曰く、『攻撃者の責任に關する陳腐論は敢て頓着せざるを要す。戰爭愈々必要とならんには、自己に有利なる機會を捕へて之を斷行せざる可らず。唯成功すれば即ち之を正當とならしむるなり。獨逸は露西亞に動員の時間を與ふる能はず又與ふる可らず。然らざれば獨逸は東部國境に兵力を維持せざるを得ざるとなり、其結果佛蘭西に對する方面に於て劣勢ならざる迄も猶對等の地位に立つに至るべし。故に十中九分迄戰爭とならんとする場合には、我等は直に起つて我が主なる敵の機先を制し、又待たずして戦を始め、以て一切の抵抗を粉碎せざる可らず』と。是れ正に軍人社會に行はるる意見なり。又政治社會に行はるる意見も正に此の如し云々。』

此モルトケ將軍はセラエヅオ事件勃發の當時に於ても獨逸參謀總長たりしなり。

更に又露國が戰爭を豫期せざりし一證として當時に於ける露國外交官の動靜を附記すべし。當時在埃都の露國大使スケベコは、埃匈國外相ベルヒトールトの

平和的證言に意を安んじ、強いて埃京に留まるの必要なしと爲し、七月二十一日休暇を取りて旅行の途に就けり。實に夫の最後通牒發送の二日前なり。又佛獨二國駐在の露國大使も當時同じく休暇を取りて任地に在らざりき。且塞爾比首府ベルグラードに於ては、露國公使ハルトウヰヒの頓死後後任者未だ任命せられざる儘なりき。ベルグラードには、佛國公使も病氣の爲に不在なりき。佛國首相兼外相のヅイヰアエが當時大統領と共に露國訪問中なりしは、既に上に記したるが如し。露西亞並に佛蘭西が戦争を豫期せざりしは、此等の事實に徴するも明なるべし。

否、獨埃は露國に戰意なきを信じて却つて益々驕慢なる態度に出でたるもの如し。伯林駐在の英國大使ゴツシエンが七月二十八日附を以て外相グレーに送れる電報中に左の一節あり。

『本日埃國大使は予に語りて曰く、露國は戰意なく又戦争を爲すの地位に居らざるが故に、全般的戦争となるの恐は最も之なきが如しと。予想ふに此意見は伯林に於て多くの人の懷抱する所なり』。

又羅馬駐在の英國大使ロッドも七月二十九日附を以て左の如く報せり。

『伊太利外相サン、ギウリアノ侯は獨逸をして露西亞の本氣なるを信せしむること困難なるが如しと言へり』。

獨埃は露を以て如何なる場合にも開戦の勇氣なきものと見縊り、唯威嚇に依つて千九百九年の勝利を繰返し得べしと信じたるや否やは、一大疑問に屬すと雖も、兎に角獨埃が露を以て與し易しと爲して、大膽に攻勢的態度を執りたるは蔽ふ可らざるなり。而して埃の唯獨逸の後援を恃むものなるは敢て言を待たず。責任は總て獨逸の上に落下し來らざるを得ざるなり。

三

上に記し來りたる所は寧ろ一般に亘りての序文的叙述なり。吾人は之より開戦間際に於ける細目の問題に移り、第一に夫の危機破裂の動機となれる最後通牒其者に對する獨逸の責任を研究すべし。

維也納政府の塞爾比に送りし七月二十三日の最後通牒が到底全部の承諾を得難き性質のものなりしは、今茲に説明するの要なかるべし。

塊の要求は實に幾多の點に於て塞爾比の主權を侵したり。塞爾比にして苟も獨立國としての存存を斷念せざる限りは、到底之に同意するを得ざりしなり。畢竟塊は破裂を強ゆるの覺悟を以て其最後通牒を作りしなり。佛國臨時外相ピヤンヅエニユ、マルタンが七月二十四日附にて在外代表者に送れる回章中に曰く『在塊佛國大使の報告に據れば、武斷派は就中塞爾比の屈服を恐るるものの如し』と。是れ正に事實なるべし。彼等は實に塞爾比の同意せざらんことを希望せしなり。而して塊塞衝突は一轉して塊露衝突となり、引いて一般の大戦を誘起すべき絶大の危険性を有するは、智者を俟つて後に知るべきに非ず。唯夫れ此場合に於ての問題は、獨逸の此最後通牒に關係せる所如何の一點に在り。

獨逸外務省は屢次辯明して曰く、塊の最後通牒は獨逸の與かり知る所に非ず、獨逸は唯其の發送後に於て通知を受けたるなりと。此最後通牒が豫め伊太利政府に通知せられざるに就ては外交文書の所々に確證あり。然れども獨逸の無關係を立證すべきものの存在せざるのみか、寧ろ有關係の證左少なからざるを認む。第一當時の在維也納獨逸大使チルスキは熱心なる排露家排スラヅ家として知

られ、其の頻りに塊を鼓舞激勵して強硬なる態度を執らしめたるは明確なる事實なり。而して彼は最後通牒の作成に就ても直接の關係を有せしが如し。在塊京英國大使ブンセンが七月三十日附を以てグレートに報告せる中に曰く、

『未だ確むるを得ざるも、予の内々聞く所に據れば、獨逸大使は塊國最後通牒の本文を發送以前に知り且之を獨逸皇帝に電報したりとなり。獨逸大使が該通牒の全部に向つて裏書を爲せるは、予の親しく同大使より知り得たる所なり』。

露國外相サヅノフは二年後の千九百十六年六月下旬に至り、莫斯科ルスコエスロヅオ紙の記者に語りて曰く、

『塞爾比に對する最後通牒は著名なる獨逸外交家の直接の勢力の下に作られたり』と。(千九百十六年六月三十日倫敦タイムズ)

是れチルスキを指すに相違なし。又在ミエヘン佛國公使アリゼが、千九百十四年七月二十三日附にて報告せる中に曰く、

『バイエルン首相は其の認知せる塊國通牒に付本日予に語りて曰く、該通牒は塞爾比の同意し得べき文句を以て作られたるも、現在の形勢は甚だ重大なりと思

はると』。

通牒發送の其日に於て、バイエルン首相の此の如き言を爲せるは、少なくとも彼が其の大體の内容を豫め知り居たることを示すものなり。而して其の伯林政府を經て來れるものなるべきは推察に餘あり。

且獨逸政府は七月二十三日午後六時を以て塞爾比臨時外相ラザ、パチューに手交せられし奥國最後通牒に關し、直に同日附回章にて熱心なる辯護を爲し、奥國の要求の正當なること、並に奥塞紛議は二國間の決定に放任すべきものにして、『他國の容喙は種々の同盟關係の故を以て不測の結果を生ぜしむべき』ことを聲明したり。斯くも敏速に且手廻はし善き處置を執れるは即ち獨逸が奥國の通牒を前以て承知し、既に十分の用意を爲し居たるに因るなきを得んや。二十四日午前獨逸の辯護聲明が奥國の最後通牒報告と殆ど前後して列強政府に致されたるは、人をして少なからず奇異の感を起さしめたるなり。七月二十四日在伯林の佛國大使カボムンは獨逸外相ヤゴと會談の際、外相が事後に於て奥國より通知を受けたるに過ぎずと辯解せるに對し、皮肉なる批評を加へて曰く、

『伯林政府にして果して眞に奥國の要求を其のベルグラードに通告せらるる以前に全然知ることなかりしとせば其の關知せざりし要求を斯くも辯護せんとするは甚だ奇なりと謂はざる可らず』と(千九百十四年七月二十四日附報告)

カムボンの此言に對しては、ヤゴたるもの冷汗背を濕すの感なきを得ざりしならん。加之、實は獨逸政府の自ら發表せる外交文書中に於て其の奥國の意見に賛成して自由行動を執らしめたることを承認せるなり。開戦後直に獨逸の發表せる經過説明書中には先づ露奥塞關係を説きたる後左の如く言へり。

『此等の事情の下に於て奥國としては其國境を越えて起る此運動を茫然として傍觀するの、同王國の威嚴並に自存心と相容れざることを認めざるを得ざりき。之を以て奥國政府は此見解を獨逸に告げ我等の意見を求めたり。我等は我赤心を傾けて時局に對する我同盟國の所見に賛同し、且奥國の保全を害せんとする塞爾比の運動を止むるに必要なりと思はるる一切の行動が獨逸の承認を受くべきことを保證したり。』

次に又奥國がスラヴ派の壓迫の下に勢力を失ふは直に獨逸の不利となる次第を

述べ、而して曰く、

『故に我等は塞爾比に對しての完全なる自由行動を埃に許したり。但し其行動の準備には參加せざりき』と。

『準備には參加せざりき』と言ふも、既に『赤心を傾けて賛同し』又『一切の行動が獨逸の承認を受くべきことを保證し』又『完全なる自由行動を許し』たる以上は、埃の行動に對して獨逸が全責任を負はざるを得ざるは明なるに非ずや。最後通牒の本文を發送前に見たると否との如きは最早枝葉の問題に過ぎざるなり。埃の對塞行動に就て責任を廻避するに努めし獨逸政府が、其の自ら發表せる文書中に於て、責任の極めて大なるを證明せるは、甚だ滑稽なりと謂はざるを得ず。(米國コロムビア大學のスト

一ツエルは其著 The Diplomacy of the War of 1914 に於て曰く、獨逸政府が豫め通牒の通知を受けざりしと言へるは事實を語るものなり。但し豫め謀りて斯く關知せざるの形と爲したるものなるべしと。同書五百二十頁)

四

次に吾人の研究せんと欲するは動員の責任に關する問題なり。獨逸は露西亞を以て輕卒に動員を行ふて形勢の切迫を激成し、之が爲に平和的解決の望絶ゆるに至らしめたりと主張せるなり。

抑も埃塞二國の外交は七月二十五日午後五時四十五分を以て斷絶に歸し、翌二十六日埃は一部動員を行ひ、次で二十八日正午塞爾比に對して宣戰したり。露西亞は既に二十五日御前會議を開き埃國若し塞爾比に對して兵力を用ゐる場合には、外相の意見を徴したる上にて一部動員を行ふの内議を決し居たりしが、愈々埃塞開戰となりたるを以て二十九日午後一部動員を決行したり。此時の動員は、キエフ、オデッサ、モスコウ、及カザンの四軍區十三箇軍團を含み、主として埃匈國方面に對するものなり。塞爾比の運命は露國の死活的利害の係る所なるを思ふ時は此一部動員の至當なるを認めざる可らず。

且此二十九日獨逸の突如として露國に與へし重大なる威嚇が此一部動員の決行を促したるは頗る注目すべき事實たり。獨逸は何の思ふ所ありてか、此日露國政府に向ひて『露國若し其の軍事準備を中止せざるに於ては獨逸は動員を命ずべし』と聲明し、非常に露國當局者を驚愕せしめたるなり。而して露國は之が爲に形勢の容易ならざるを思ふて急に一部動員を決行するに至りしなり。在露京佛國大使パレオログが七月二十九日附を以て報告せる所左の如し。

『獨逸大使はサゾノフ氏を訪問して、露國若し其の軍事準備を中止せざるに於ては、獨逸陸軍は動員命令を與へらるべしと告げたり。之に對しサゾノフ氏は露國の準備が一は塊の態度の飽迄も非融和的なる事(露國との意見交換に應ぜざるを云ふ)に基き、一は又塊が既に八軍團を動員したるに因る事を答へたり。

獨使プルタレス伯が右の聲明を爲せる際の態度に顧みて、露國政府は今晚對塊行動の使命を有する十三箇軍團の動員を命ずるに決したり。』

同一問題に付同二十九日露國外相が在佛大使に電致せし所左の如し。

『本日獨逸大使は予に向ひ、露國若し其の軍事準備を中止せざるに於ては獨逸は動員するの決心なることを通告したり。我處置は唯塊が既に動員を行ひ且塞爾比との紛議の平和的解決に關する一切の提議に同意するの色なきに因り爲されたるものなり。我等は獨逸の希望に應ずる能はざるが故に速に我準備を整へ萬一の戦争の場合に處するの法を講ずるの外あるなし。請ふ之を佛國政府に告げよ云々。』

看よ、獨逸の横合よりの威嚇は俄に形勢の險惡を増さしめたるなり。獨逸が廿九日を以て露國に與へし要求は回答期限をこそ附せざれば、正に是れ一個の最後通牒と見做すべきものなり。露塊關係猶多少の餘地を存する其際に於て獨遊が突如として傍より躍り出でて喧嘩を買ひ軍事準備の中止を露國に要求したるは眞意果して何れに在りや。吾人の最も了解するを得ざる所なり。獨逸ポツダムに於ては、此二十九日午後の御前會議に於て大事決せられたるものの如し。宰相ベートマン、ホルウエヒが英大使ゴツシエンに向ひ、開戦準備としての中立の交渉を始めたるは正に此二十九日の夜なりしなり。獨逸或は右の對露要求を爲す際に於て、既に怖るべき大企劃を有せしならん。但し獨逸は翌三十日に至りて多少態度を改め前日の戦備中止の要求を固執せずして『如何なる條件に於て動員中止に同意すべきや』を問へり。此態度一變は前夜の宰相及英大使會見の不首尾なりしに基くものならんか。兎に角此點は將來の研究に俟つべき一大疑問なり。獨使プルタレスの右の新交渉に對しては、サゾノフは左の案を以て答へたり。

『若し塊國に於て塊塞問題が歐洲問題の性質を取りたることを認めて、塞爾比の主權を脅す諸點を其の最後通牒中より除くの意あることを宣言するに於ては、

露西亞は軍事準備の中止を實行すべし』(千九百十四年七月三十日附ザゾフの回章)

露國外相の此の提案が何等の效果なくして終りたる次第は、後に説明すべし。

扱て九月二十九日の露國の一部動員は右の如き事情の下に於て行はれたりしが次に總動員決行前後の事情は如何。動員問題に於て最も争點となれるは、露國孰れか先づ總動員を行ひたりやの疑問なりとす。獨逸側に於ては露國先づ輕卒に動員を行ふて危局收拾し難きに至らしめたりと主張するなり。然れども外交文書の提供する證據は明に埃國總動員の先きに行はれたることを示せり。

在埃京佛國大使ヂュメーヌの七月三十一日附報告に曰く、

『埃國政府は今朝早き時間に於て十九歳以下四十二歳以上の男子に對する總動員令を發したり』と。

即ち埃國の總動員は三十一日の早朝に行はれたるなり。而して露國は此報に接したる後同日正午頃に總動員を命じたり。其日在露京佛大使パレオログの報告せる所左の如し。

『埃國の總動員に顧み、又獨逸が最近六日以來秘密に然も繼續的に行へる動員處

置に顧み、露國軍隊の總動員は命せられたり。露國は此上にも他國に先んせらるるに放棄せんことは、非常なる危険に陥らざるを得ざるなり。實際に於て露國は唯獨逸の爲せる軍事處置に應ずるの處置を取れるに過ぎず。露國は獨逸が武装しつゝあることを知り重大なる策戦上の理由よりして、其の一部動員を攻めて總動員と爲すことを此上遲延する能はざりしなり』。

八月一日英露兩帝の間に親電交換行はれしが、其際の露帝の電文中に動員前後の事情に就て左の如く言へり。

『塞爾比に對する埃の宣戦は予をして一部動員を爲さざるを得ざらしめたり。獨逸は露西亞よりも敏速に動員し得るが故にとて予の軍事助言者は總動員の必要を力説したるも予は先づ一部動員に止めしめたるなり。次で埃は總動員を爲し、ベルグラードを砲撃し、ガリシアに兵を集中し、且獨逸も秘密に戦備を爲すに至りたるを以て予は遂に總動員を命じたり。之を爲すの正當なりし事は獨逸の突然の宣戦に依つて證明せられたり云々』。

在露京タイムス通信員の三十一日附を以て報せる所には政府は昨夜晩く總動

員に決したり」とあり。獨逸派は之を以て露國が三十日の夜中に總動員を爲したる證據と爲さんと欲すべきも、『總動員に決し』たるは總動員令の發布と同一に非ず且獨逸の發表せる文書中に露國總動員令の七月三十一日午後發布せられたることを明記せるを見る。即ち同文書中には、三十一日午後二時附にて獨帝より露帝に送りし親電を擧げたる後記して曰く、

『此電信が其宛所に到着せし前に、明白に獨逸に敵對するの目的を以て爲され且七月三十一日の午後の中に命令せられたる全露軍の動員は正に銳意行はれつつありたり』。

又上記獨帝の親電中には露國の戰備を非難し、『信すべき報道に據れば、露國は今や我東部國境に於て大に戰備を爲せる由なり』と言ひ、結局戰備の中止を勸告せるも總動員には全然言及せず。若し露國にして埃に先ちて三十日の深夜に總動員を爲したるものなりとせば、三十一日の午後二時に獨帝の之れを知らざる筈なきなり。要するに埃が三十一日早朝總動員を爲したる後に露の總動員發令と爲りたるを以て事實と認めざる可らず。而して此の間獨逸が秘密の中に汲々として

戰備を進めたる其の不穩の態度が、露國政府に至大の刺戟を與へたるは前記佛國大使及び露帝の二電に徴して明白なり。二十九日の獨逸の威嚇が露國の一部動員決行に大關係を有したると同じく、三十一日に至りての露國總動員も亦獨逸の『不意打』の準備に刺戟せられしこと甚だ大なるなり。露國の總動員は埃國の既に先づ其令を發し、獨逸亦威嚇を加へて已まざるの致す所にして決して之を責むる能はず。

五

加之、茲に最も注目すべき奇なる事實は獨逸が頻りに露國の動員を非難して、之を喧嘩の口實と爲すに努めたるに反し、第一の關係者たる埃國自身は、却て露國の動員を成るべく悪意に解することを避け、以て商議の餘地を作らんとしたり。獨逸二國の態度の異なる所は此點に於て最も明白に現れ居るを見る。而して獨逸が此大戰の眞の責任者なる所以は自ら其間に證明され來るなり。

在露京獨逸大使プルタレスが、七月二十九日露國一部動員決行以前に於て既に軍事準備の中止を要求し、露國之を容れざる時は獨逸は動員を行ふべしと威嚇し

たること上に記したるが如し。當時埃は未だ露國の軍事準備に對して何等の抗議を申込まざるに、獨逸の既に早くも最後通牒とも見ゆべき大抗議を爲せるは、實に驚くべき事實たり。次に三十日午前一時附を以て獨逸皇帝の露帝に送れる親電には露國の對埃一部動員を明白に攻撃せり。左の如し。

『埃匈國は唯塞爾比に對して其軍隊の一部のみを動員したるに過ぎず。若し露西亞にして果して埃匈國に對して動員せんには、陛下の子に依囑せる調停者の任務は不可能とならざる迄も甚だ脅さるべし。決定の全責任は今や陛下の双肩に在り。陛下は和戰の責任を負はざる可らず。』

此親電は露國が二十九日中に行へる一部動員の豫報に接したる際に發せられたるものなるべし。兎に角埃の爲せる所は唯塞爾比に對する一部動員に過ぎずとて之を辯護しながら露に向つては埃に對する一部動員を非難せるなり。露に對する獨帝の態度の甚だ峻烈なるを見るべし。

然るに露國の一部動員の爲に最も直接に利害を感ずるの埃匈國は、却つて三十日に入りてより温和なる態度を示せり。此當時まで維也納政府は獨逸の後援を

力として先づ埃塞紛議に對する露國の容喙を拒み對塞最後通牒の内容に關して意見交換を行はんと露國外相の提議も二十八日之を拒絶したり。又塞爾比に對して領土的野心を有せずとは埃の當初より聲明せし所なるも、領土保全以外に主權維持は敢て保障を興へんとせざりき。是れ露國と衝突する最大難關たりしなり。斯くも強硬なる態度を執りし維也納政府は二十九日の露國の一部動員に依つて多少反省する所ありたるならん。又事件の範圍意外に擴大して或は露獨佛並に英をも含むの大戦となるの危険刻々に迫りつつあるを見て俄に恐怖の念に打たれたるならん。兎に角三十日より態度を一變して讓歩の色を示すに至れり。

第一に三十日の維也納新聞は不思議にも露國の一部動員を報ずることを避けたり。是れ物論の苛烈となるを防ぐの政府の注意に出でたるは疑を容れず。次で同日中埃匈國外相ベルヒトールト伯は露國大使スケベコと會見して重大なる談話を爲せり。三十日附を以て佛大使デュメノアの埃京より報告したる所左の如し。

「露國の一部動員に關し、露國大使より諸大使に(獨逸大使にも)通知したるにも拘らず、維也納新聞は此の報道を發表することを避けたり。此沈黙はスケペコ及びベルヒトールト二氏間の重大なる會談に依つて説明せられたり。二氏は相互に満足し得べき解決を發見するの同一希望を以て現在の大紛議を巨細に考究したり。スケペコ氏曰く、露國の軍事準備は唯埃の其れに答へ且塞爾比問題の決定に對し露帝が發言の意思及權利を有することを明にせんとするに過ぎずと。之に對しベルヒトールト伯の答へたる所に曰く、ガリシアの動員處置は何等攻撃的意思を含むに非ずして唯同等の地位を維持せんとするものなりと。斯くて双方共に此等の處置を敵意の表號として解釋せざることに意を用ゆべし。

埃塞紛議の解決に關しては、聖彼得堡に於てサゾノフ氏とスツアパリー伯との間に會談を再開するに協定せられたり。其中絶は誤解に出でしなり。蓋しベルヒトールト伯は露國外相を以て埃國最後通牒修正の權限を其の會話者(即ち埃大使)に與へんことを要求するものと信じたればなり。スツアパリー伯は唯兩帝國の威嚴及面目と合致すべき解決法如何を議するの權能を與へらるべし云々」。

互に動員を行ふも之を敵意の表號として解釋せず、一旦中絶に歸せし露京會談を再開せんと協定したるは、實に埃として態度の大變化なり。埃國外相は翌三十一日更に露國大使を招きて一層切實に妥協的意向を示せり。左の如し。

「埃國大使メンズドルフ伯の通知し來れる所に據れば、昨日(卅一日)ベルヒトールト伯は露國大使を招き、埃が此上は一切の會談に對して堅く門を閉ぢたりとの大誤解の露京に行はるるを除くに努めんことを請ひたり。露國大使は之を爲すべきを約したり。又ベルヒトールト伯は此機會に於て、埃國が塞爾比の主權侵害又は領土獲取の意を有せざるの保障を露國大使に向つて繰返したり」。

(英國外相クレイの八月一日附ブンセン宛電報)

別に又露京駐在の埃國大使は同三十一日直接に露國外相サゾノフに面會して「埃國政府より塞爾比に送れる最後通牒の基礎に關して討議を始むるに同意する」ことを通告したり。看よ埃は三十日より三十一日に亘る間に於て、嘗に露國と

の會談再開を申込みたるのみか、對塞最後通牒の根本條件を議題と爲すに同意し、又塞爾比主權尊重をも保障するに至れるなり。二十九日の露國の一部動員は露國關係に不良なる影響を及ぼさざりしのみならず、寧ろ却て二國接近の機運を作り出して平和的解決を有望とならしめたるなり。塙が三十一日の早朝を以て總動員を行ひたるは事實なり。然れども同日及其前日にベルヒトルトの執れる外交上の讓歩的態度に照らし來る時は吾人は此總動員を以て單に虚勢を張りたるものと斷言するに躊躇せざるなり。

されば塙の總動員に對して露亦總動員を爲したる後に於ても、塙は依然之を「敵意の表號として解釋せざる」の態度を執らんとしたるが如し。英國外相グレートが八月一日附を以て駐露大使ブカナンに送れる電報に曰く「最も信據すべき方面よりの情報に據れば、塙國政府は獨逸政府に向つて、露西亞の動員の爲に形勢の變化を來したるも、塙國政府は平和維持に對する英國の努力を諒とし、塙塞調停を期する予の提議を好意を以て迎ふることを辭せざる旨を通告したりとなり云々」。

想ふに是れ事實ならん。然れども如何せん塙が周圍の危險なる形勢に驚いて一步を退かんと欲したる其際には、彼等は最早自己の運命を自由に支配するを得ざる窮境に陥り居たり。彼等が露國との會談再開及妥協に努めつゝありし其三十一日の午後獨逸は露の總動員に對抗する爲にとて先づ「戰爭危險狀態」を布告し且同夜十二時最後通牒を露國政府に交附したり。曰く獨逸及塙匈國に對する動員を十二時間内に中止せざるに於ては獨逸は動員を行ふべしと。斯くて三十日以來の塙の態度一變は全然徒勞に歸し去れり。而して其罪一に獨逸に在りと謂はざる可らず。(未完)